

ものづくり企業海外ビジネスサポート事業コーディネーター派遣事業実施要領

令和 5 年 4 月 1 日
商工観光労働部企業振興課

（目的）

第 1 条 この要領は、コロナ禍で停滞していた海外ビジネスの本格的な再開を見据え、県内ものづくり企業の反転攻勢に向けた海外展開を支援するため、海外の輸入卸業者及びその卸先のエンドユーザー等へ継続的な営業活動、商談会及び現地小売店等での販売会の機会提供等、県内ものづくり企業の輸出促進を図る販路開拓コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を派遣する際に必要な事項を定める。

（支援対象者）

第 2 条 コーディネーター派遣事業の対象は、ものづくり企業海外販路開拓・拡大支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の採択（交付）決定を受けた県内ものづくり企業（以下「支援対象企業」という。）に限る。

（コーディネーターによる支援内容）

第 3 条 支援対象企業は予算の範囲内で次の各号に掲げる支援を受けることができる。

- （1） 販路開拓・拡大に関する相談
- （2） 海外輸入卸業者及びエンドユーザー等への営業活動
- （3） 商談会等への同行
- （4） その他、販路開拓・拡大に資する支援

（派遣手続き）

第 4 条 コーディネーターの派遣は、次により実施する。

- （1） 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書と併せて、別記様式第 1 号「ものづくり企業海外ビジネスサポート事業コーディネーター派遣申請書（以下「派遣申請書」という。）」を県に提出する。
- （2） 県は、支援対象企業より提出された派遣申請書に記載された内容が適当であると判断した場合は、県がコーディネーター派遣業務を委託した機関（以下「派遣機関」という。）に対して、別記様式第 2 号により派遣を依頼する。
- （3） 派遣機関は、派遣申請書の内容をもとに、派遣候補者を選定し、履歴書、職務経歴書等を添えて別記様式第 3 号により、支援対象企業に通知するものとする。
- （4） 支援対象企業は派遣候補者の中からコーディネーターを選択し、派遣機関に通知する。
- （5） コーディネーターは支援対象企業と面談の上、別記様式第 4 号「ものづくり企業海外ビジネスサポート事業コーディネーター派遣事業年間業務計画（以下「年間業務計画」という。）」を作成し、支援対象企業に確認の上、派遣機関に提出する。派遣機関はコーディネーターから提出のあった年間業務計画の内容を確認の上、県に提出する。
- （6） コーディネーターは支援を行った日の属する月について、別記様式第 5 号「ものづくり企業海外ビジネスサポート事業コーディネーター派遣事業月間業務報告書（以下「月間業務報告書」という。）」を作成し、支援対象企業に確認の上、派遣機関に提出する。派遣機関はコーディネーターから提出のあった月間業務報告書の内容を確認の上、県に提出する。

(7) コーディネーターは年間の支援業務終了後、別記様式第6号「ものづくり企業海外ビジネスサポート事業コーディネーター派遣事業年間業務報告書（以下「年間業務報告書」という。）」を作成し、支援対象企業に確認の上、派遣機関に提出する。派遣機関はコーディネーターから提出のあった年間業務報告書の内容を確認の上、県に提出する。

(派遣回数)

第5条 支援対象企業に対するコーディネーター派遣回数は、予算の範囲内で県が定めるものとする。

なお、支援対象企業が予算の範囲を超える派遣を希望する場合は、支援対象企業が当該派遣に係る費用を負担するものとする。

(旅費)

第6条 派遣に伴うコーディネーターの旅費（県内外渡航費、海外渡航費等、事業推進のために必要やむを得ないものに限る）の一部については、予算の範囲内で県が負担する。

なお、予算の範囲を超えるコーディネーターの旅費については、支援対象企業が当該旅費に係る費用を負担するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 支援対象企業は、しかるべき理由があるときは、派遣機関から派遣候補者の通知を受領した日から起算して20日以内であれば、別記様式第7号により、申請の取下げをすることができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。